

条 例

議会の議決を経た「千曲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長

い、川 修 一

千曲市条例第25号

千曲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

千曲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千曲市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。